

○高鍋町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成26年4月1日

訓令第19号

改正 平成27年6月1日訓令第20号

(目的)

第1条 この要綱は、町内に住所を有する幼児が、私立幼稚園に就園することによって生じる当該幼児の保護者の経済的負担を軽減するため、保育料等の減免を行う私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、私立幼稚園に在園し、かつ、町内に住所を有する3歳以上の幼児の保護者に対して入園料及び保育料を減額し、又は免除する設置者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の対象経費及び補助金の額は、前条の幼児の入園料及び保育料の合計額とする。ただし、補助金の額は、当該幼児の属する世帯の市町村民税の課税の状況、世帯の構成等に応じ、別表第1又は別表第2に掲げる額（以下「限度額」という。）を限度とする。

2 幼児が年度の途中に入園した場合において算定される補助金の額の限度額に相当する額は、保育料の課せられた月数に3を加え、限度額を乗じ、15で除した額を限度額から減額した額とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(申請書に添付すべき書類)

第4条 規則第3条第4項の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく保護を受けている世帯にあつては、第2号の書類を福祉事務所長の証明書によって代えることができる。

- (1) 保育料等減免措置に関する書類
- (2) 第2条に規定する幼児の属する世帯の市区町村民税課税証明書
- (3) 徴収している入園料及び保育料の額を明らかにする書類

(4) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第5条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、保育料等の減免確認書を添えて、減免措置を完了した日から起算して15日以内又は減免措置をした日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに行なければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月1日訓令第20号)

この訓令は、平成27年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

区分	補助金の限度額		
	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合において左欄に定める者以外の園児(第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
(1) 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	年額 272,000円	年額 290,000円	年額 308,000円
(2) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯			
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円にA、Bを加えた額以下の世帯 A 16歳未満の扶養親族の数×21,300円	年額 115,200円	年額 211,000円	年額 308,000円

B 16歳以上19歳未満の扶養親族 の数×11,100円			
当該年度に納付すべき市町村民税の 所得割課税額が171,600円にC、Dを加 えた額以下の世帯	年額 62,200円	年額 185,000 円	年額 308,000円
C 16歳未満の扶養親族の数× 19,800円			
D 16歳以上19歳未満の扶養親族の 数×7,200円			
上記区分以外の世帯	—	年額 154,000 円	年額 308,000円

備考

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主催者である扶養義務者の市（区）町村民税所得割課税額（租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額とする）を合計したものとする。
- 2 年度途中に入園又は退園した月に係る補助金の算出については、保護者から当該幼稚園に1月分の保育料の納入があった場合には、当該月を在園月数として加算するものとする。
- 3 兄又は姉が保育所、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する就学前児童である場合の幼稚園児については、上記の第2子又は第3子以降の補助金の限度額を適用する。

別表第2（第3条関係）

小学校第1学年から第3学年までに兄又は姉を有しており、就園している場合

区分	補助金の限度額	
	小学校1年生から3年生 までに兄又は姉を1人有 しており、就園している 場合の最年長者 (第2子)	小学校1年生から3年生 までに兄又は姉を1人有 しており、同一世帯から2 人以上就園している場合 において左欄に定める者

		以外の園児及び小学校1年生から3年生までに兄又は姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000円	年額 308,000円
(1) 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯 (2) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額 290,000円	年額 308,000円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円にA、Bを加えた額以下の世帯 A 16歳未満の扶養親族の数×21,300円 B 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	年額 211,000円	年額 308,000円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が171,600円にC、Dを加えた額以下の世帯 C 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 D 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円	年額 185,000円	年額 308,000円
上記区分以外の世帯	年額 154,000円	年額 308,000円

備考

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主催者である扶養義務者の市（区）町村民税所得割課税額（租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額とする）を合計したものとする。

2 年度途中に入園又は退園した月に係る補助金の算出については、保護者から当該幼稚園に1月分の保育料の納入があった場合には、当該月を在園月数として加算するものとする。